

## 美濃和紙文化が創り出す観光活性化と古民家の活用

### 1. 岐阜および美濃市における古民家の概観

株式会社日本政策投資銀行によれば、古民家<sup>1</sup>は全国で約 157 万軒あり、岐阜県では約 4 万軒が存在するとみられる。

少子高齢化の急速な進行、都市部への人口集中等により空き家が増加し、老朽化した結果、解体となるケースが多く見られる一方で、古民家を貴重な地域資源として活用するケースも増えてきている。株式会社日本政策投資銀行では、古民家の活用により、地域独自の伝統・文化や建築技術が継承されることに加え、旅行者向けの宿泊施設や文化体験施設等として活用することによる域内経済活性化の可能性を示している。

### 2. 美濃市における古民家活用の可能性

美濃市は、岐阜県の中央付近、いわゆる中濃地域に位置し、人口約 2 万人を有する小都市である。市を縦断する東海北陸自動車道を中心に道路網が発達し、運行本数は少ない(1 日約 20 往復)ものの、美濃加茂市と郡上市を結ぶ長良川鉄道や、岐阜バスの定期運行路線、市内全域で運行するデマンドタクシーなどが市民の足として利用されている。

市の中心部には江戸時代より小倉山城の城下町が築かれ、これが後に商家町へと発展し、「うだつ<sup>2</sup>の上がる町並み」となった。市内には町並みのほか、約 1,000 本の桜を誇る小倉公園、日本最古の近代吊橋である美濃橋（国指定重要文化財）等の見学型の観光スポットのほか、紙漉き体験のできる美濃和紙の里会館などが存在する。約 10 万枚の和紙を桜のように飾る「花みこし」で知られる美濃まつり(4月)や美濃市中日花火大会(8月)、和紙を使ったあかりのオブジェを町並みに展示する美濃和紙あかりアート展(10月)などの季節のイベントも開催されている。市域を縦断する長良川や板取川に川遊びやバーベキューに訪れる人も多い。



出所：株式会社日本政策投資銀行撮影

<sup>1</sup> 「古民家」の明確な定義は存在しないが、軒数の把握上、総務省「住宅・土地統計調査」における「1950 年以前に建てられた“木造（防火木造を除く）”および“防火木造”的住宅の総数」と定義。

出所：株式会社日本政策投資銀行「古民家の活用に伴う経済的価値創出がもたらす地域活性化」2015 年 4 月

<sup>2</sup> うだつ（卯建・宇建）とは、屋根の両端にある防火壁のこと。江戸時代、類焼を防ぐ工夫として、切妻平入りの町屋の両端の妻を一段高くした“うだつ”が設けられた。しかしこの“うだつ”は、一丁前の店を構えなければ上げられなかった。豪商たちは、“うだつ”を上げることはもとより、富と粋の象徴としてその意匠も競い合ったという。

出所：美濃市ホームページ

3つの世界遺産(ユネスコ無形文化遺産：和紙、世界農業遺産：長良川の鮎、世界かんがい施設遺産：曾代用水)を含め様々な地域資源を有し、年間約120万人の観光客が美濃市へ訪れている一方、年間宿泊人数は約1万人であり、体験・滞在型ツーリズムへの期待が高まっている。市内にある古民家を宿泊施設として活用することで、美濃和紙および和紙の手漉技術に関する伝統・文化の継承、歴史的な建築物の保存・活用、域内経済の活性化などを同時に実現できるのではないか。

### 3. みのまちや株式会社による取り組み

#### (1) 取り組み経緯

現在、美濃市の中心市街地において、市が所有する築100年超の紙商の旧邸宅である旧松久才治郎邸を和紙のショールームおよび宿泊施設として活用する計画が進められている。

市が活用運営事業者を公募し、みのまちや株式会社（以下「みのまちや」）を選定した。みのまちやは、古民家再生分野での実績豊富な(株)NOTE(以下「NOTE」)および地元企業の丸重製紙企業組合(以下「丸重製紙」)の2社によって2018年4月に新設された企業である。同社はまず旧松久才治郎邸の活用に取り組み、その後続いて和紙問屋や金融業を営んでいた須田万右衛門の居宅である旧須田邸を宿泊施設として活用することも計画している。

2009年11月	美濃市が旧須田邸の寄附を受ける
2016年12月	美濃市が旧松久才治郎邸の寄附を受ける
2017年6月	美濃市が官民連携による古民家活用に関する企画提案を公募
2017年9月	公募による企画提案において最優秀企画提案者であった丸重製紙とNOTEによる共同運営体（みのまちや）を活用事業者として選定
2018年4月	美濃市とみのまちやにて「旧松久邸・旧須田邸の活用に関する基本協定」を締結
2018年7月	「これからの中濃町を背負っていくU40会議」開催
2018年10月	美濃市とみのまちやにて旧松久才治郎邸の賃貸借契約を締結
2018年12月	旧松久才治郎邸の改修工事着工
2019年3月	竣工
2019年6月	プレオープン
2019年7月	グランドオープン

出所：美濃市およびみのまちや株式会社へのヒアリングより作成

NOTEは、日本各地で歴史的な建築物を地域の歴史や文化が体感できる複合宿泊施設として再生する「NIPPONIA」事業を展開している。この一環として、みのまちやでは「美濃紙商の町屋にお招きする」をメインコンセプトに据え、旧邸宅の活用を図る。重要伝統的建造物群保存地区に指定されている「うだつの上がる町並み」や、美濃和紙といった地域資源を活用し、美濃市における新たな体験・滞在型ツーリズムの創出を企図している。

## (2) リノベーションプラン

旧松久才治郎邸は和紙の原料であるこうぞの問屋業を営んでいた松久家(分家)の別宅であり、2階建の居宅1棟、2階建の蔵4棟から構成され、居宅内には茶室も備えている。このうち3棟の蔵を、レセプションを兼ねたカフェスペースや、和紙のショールーム兼販売スペース(丸重製紙に賃貸)、客室として活用する。また、居宅およびその他の蔵を6室の客室として区分し、居室は全室庭および風呂トイレ付で、70m<sup>2</sup>以上(最も広い部屋で134m<sup>2</sup>)の広さを予定している。

改修時には、耐火や耐震等の対策を行いながら、もともとあった床下の割石を使って庭の囲いをつくる、建物の土を混ぜて和紙を作り、内装に使うなど、建物本来の持つ趣を活かす工夫がされている。



出所：株式会社日本政策投資銀行撮影

みのまちやは、はじめの10年間は建物無償貸付という条件で、美濃市と賃貸借契約を締結し、みのまちやの負担にて改修工事を実施した。改修資金は、十六銀行、ALL-JAPAN観光立国ファンド投資事業有限責任組合（三菱UFJ銀行、積水ハウス、日本航空、三菱地所などが共同出資）および東海地域中核産業支援投資事業有限責任組合（日本政策投資銀行、十六銀行および十六リースが共同出資）より調達した。

#### 旧松久才治郎邸 概要

物件名称	旧松久才治郎邸
所在地	岐阜県美濃市字本住町1912番他
所有者	美濃市（30年間貸付（当初10年間は無償））
敷地面積	2,418.14 m <sup>2</sup>
延床面積	1,271.32 m <sup>2</sup>
築年数	正確には不明（築100年超）
規模	2階建て居宅1棟、蔵4棟
改装後客室	6室
最大宿泊人数	26人

出所：みのまちや株式会社へのヒアリングより作成

旧松久才治郎邸は、100年以上の歴史を有する隠居家として、客人を迎える目的で使用されていた。松久才治郎の茶人としてのこだわりも随所にうかがえ、当時の紙商の繁栄を厳正に残す歴史的文化遺産である。宿泊は、ものづくり・クリエイティブ層、インバウンド旅行客、シニア世代、古民家ファン層等をターゲットとしており、江戸・明治の文化人であった美濃紙商の町屋に招かれたような感覚で、歴史・文化に浸る体験を魅力としている。

体験型アクティビティとして、手漉和紙の製作や、こうぞの栽培、近くを流れる長良川に関連した夜網漁（美濃市周辺にのみ残る火を用いて鮎を追い込む伝統的な鮎漁法）、リバーアクティビティ等を予定している。また、長良川流域において戦略的な観光振興を目的に活動し、日本版DMOの候補法人にも登録されている特定非営利法人ORGANとの連携によるアクティビティの考案も検討している。



出所：株式会社日本政策投資銀行撮影

### (3) 住民との協働で地域に根ざす取り組みに

みのまちやは、住民にまちの良さを知ってもらい、みのまちやの取り組みへの理解を得て、住民の力を借りて地域全体で盛り上げていくための仕組み作りを行っている。

旧松久才治郎邸の活用事業実施にあたり、周辺住民、関連する事業者等を対象に、取り組み事業内容について説明を行いながら、同時に本事業に関心のある住民・事業者を募る事業地域説明会「これからの中濃町を背負っていくU40会議」を開催した。30名が参加したこの会議を発端に、宿泊施設のおもてなしについてアイディアを考える「仲居の会」、観光客に向けた地域独自のアクティビティを考える「アクティビティ部会」という2つの分科会が発足した。

後に、この2つの分科会は「タニマチ会」として統合し、住民とつながりを目的として、みのまちやの主導で宿泊施設改修に係るワークショップ（下記3回）を実施している。今後は、客室専用庭作りワークショップ、宿泊施設床磨きワークショップ、試泊と朝食メニューの試食会などが予定されている。

第1回	2018年11月	ホテル着工前内覧会(改修プラン公開)	30名
第2回	2019年1月	客室専用庭のプランニングワークショップ	15名
第3回	2019年2月・3月	宿泊施設発アクティビティ体験ワークショップ（活版印刷で名刺作り）	12名

出所：美濃市へのヒアリングより作成



左右写真の出所：みのまちや提供

## 4. 美濃市の目指す地域活性化

### (1) 和紙産業の振興

美濃市は古代から良質な水に恵まれ、紙の原料となるこうぞが栽培されていたことから、和紙の産地として発展した。美濃市で生産する手漉和紙のうち、本美濃紙の製作技術が1969年に国の重要無形文化財に指定され、2014年にユネスコ無形文化遺産に登録された。岐阜県および美濃市において技術継承に向けた情報発信や後継者育成に力を入れており、近年では美濃和紙産業に関わるため、美濃市へ移り住む者が現れている。また、岐阜県との連携による美濃和紙ブランドの向上のための取り組みや、本美濃紙とともにユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙（埼玉県小川町、東秩父村）、石州半紙（島根県浜田市）の産地とともに、日本国内だけでなく世界に向けた発信やイベント開催等も行っている。

公募により全国から集まった和紙を使ったあかりのオブジェを、「うだつの上がる町並み」に展示することで、風情ある町並みを野外美術展に見立てるイベント「美濃和紙あかりアート展」が、市民の手によって過去 25 回開催されている。また、このイベントの特別顧問である照明デザイナー・石井幹子氏のつながりから、市の協力を得て、上野公園の「創エネ・あかりパーク 2018」においてもあかりのオブジェが展示された。このほかにも、2005 年の国際博覧会「愛・地球博」や台湾最大級のイベント「ランタンフェスティバル」などでも展示が行われ、「美濃和紙あかりアート」の出張展示は国内外で行われている。

## (2) まちづくりにおける市の取り組み

市は、1996 年に策定した「市街地整備マスターplan」を基本方針とし、歴史や文化、自然環境等の貴重な財産を活用して個性ある魅力的なまちづくりを進めてきた。さらに、1999 年に中心市街地にある「うだつの上がる町並み」が重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを契機に、住民の協力を得て、電線類の地中化や伝統的建造物の修理・修景等を行ってきた。重要伝統的建造物群保存地区外にある旧須田邸については、2012 年に策定した美濃市歴史的風致維持向上計画に基づいて残すべき建物として指定している。

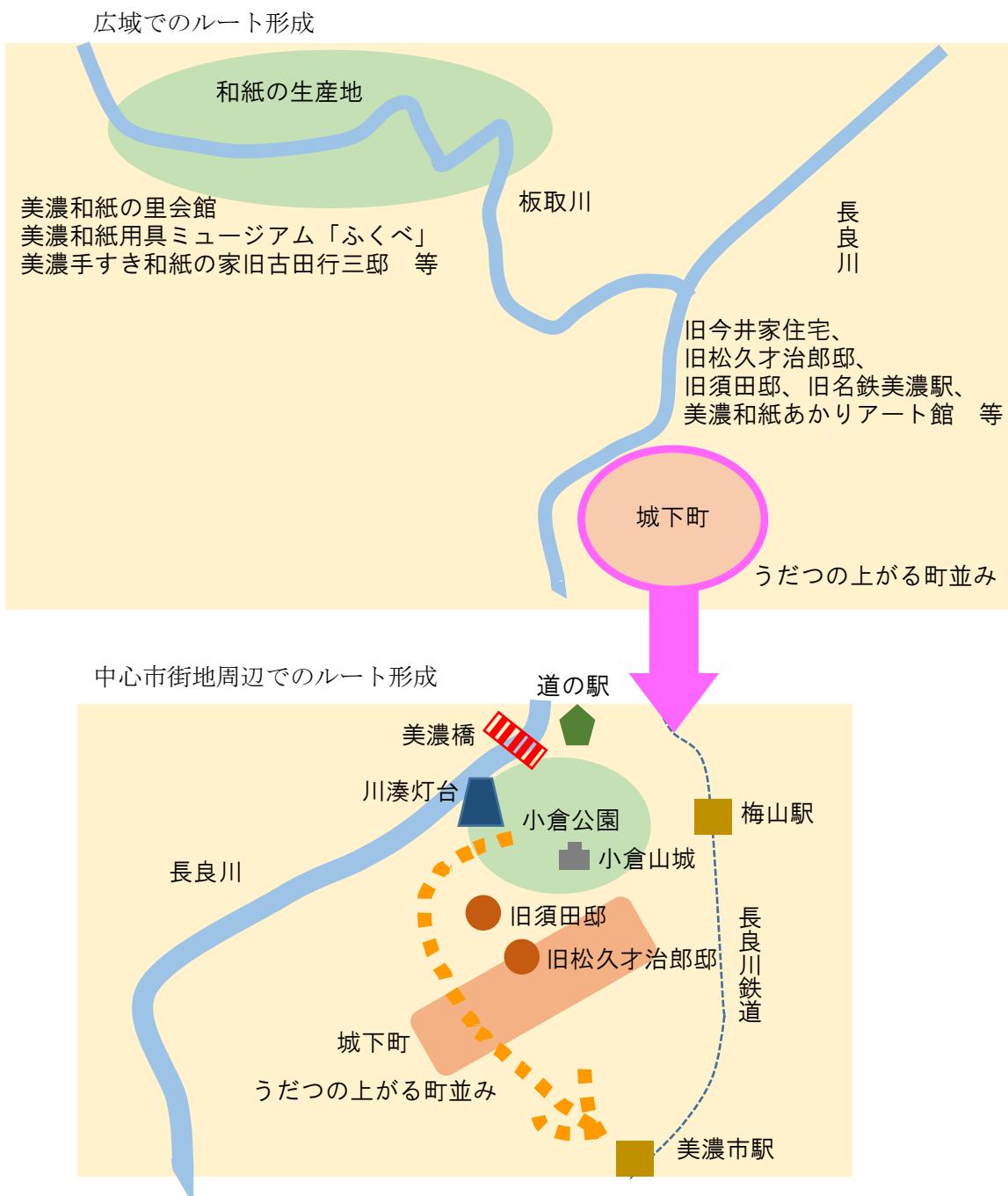
市が残すべきと判断をし、寄附を受けた歴史的建造物を民間事業者との連携によって活用する取り組みは、本事業（旧松久才治郎邸の活用事業）が初となる。空き家が増加しつつある市内において、市が率先して建物を活用する姿を見せることで、他の建物においても活用が進んでほしいという願いが込められている。建物を貸し済っている、もしくは手放せないという所有者がいる一方で、建物を有効に活用したいという人もいる現状において、本事業が建物の有効活用が進む呼び水となり、移住者の増加や店舗の開業等による賑わい創出が見込めると市は考えている。

## (3) 地域資源の活用と面的な活性化

市では、旧邸宅の活用のほか、学校の活用も進めている。学校再編成により廃校となつた校舎は、保育園や高齢者の介護施設、木のものづくり拠点施設等に順次、活用されているほか、2018 年には旧片知小学校を活用。教室であった部分が、民俗資料の展示室や美濃和紙用具の製作技術の習得のための研修室となり、誰もが見て学ぶことができる『美濃和紙用具ミュージアム「ふくべ』に生まれ変わっている。

さらに、市はこれらの地域資源をつなぐ観光周遊ルートの形成を考えている。板取川沿いの北部地域（和紙の生産地）にある市有施設（美濃和紙の里会館、美濃和紙用具ミュージアム「ふくべ」・美濃手すき和紙の家旧古田行三邸）と、南部地域（紙商・問屋のある「うだつの上がる町並み」）にある市有施設（旧今井家住宅、旧松久才治郎邸、旧須田邸、旧名鉄美濃駅、美濃和紙あかりアート館）をつなぐ広域での周遊ルートを 10 年かけて整備する予定である。

市の南部に所在する中心市街地周辺の長良川沿いにおいては、小倉公園・川湊灯台・美濃橋・道の駅「美濃にわか茶屋」方面から「うだつの上がる町並み」にかけての散策ルートの形成を計画している。「うだつの上がる町並み」にある旧松久才治郎邸と、同じくルート上にある旧須田邸は、あわせて十数室の宿泊施設となる予定であり、面的な活性化の拠点となる可能性を秘めている。



## 5.まとめ

400年超の歴史を有する「うだつの上がる町並み」を中心に、美濃和紙文化という地域独自のストーリーを活かしながら、古くからある建物を、飲食店や和紙の雑貨店として活用するなど、新たな取り組みのあかりが点々と灯り始めている。

月日をかけて、さらに年数を重ね、住民とともにつくりあげる1つ1つの丁寧な取り組みが、過去から続く地域のストーリーに徐々に溶け込む時、歴史・文化の継承、技術の伝承、まちの活性化など目指すものが同時に実現するのではないか。

地域の潜在価値を見出し、地域資源を活用しながらそれを収益性のある持続的な取り組みへと導くこと、また、取り組みの実現に向けて行政や民間事業者、住民等へ提案・働きかけを行っていくことを金融機関の役目として捉え、まちづくりの一員として地域課題の解決に引き続き努めて参りたい。

以上

### 【本件問い合わせ先】

株式会社日本政策投資銀行

東海支店 山口 皓太（副調査役）

地域企画部 山野井 友紀（副調査役）

株式会社十六銀行

法人営業部地域開発グループ

浅野 直哉（課長）

株式会社十六総合研究所

リサーチ部 長瀬 俊一（研究員）

TEL：052-589-6892（日本政策投資銀行 東海支店）

03-3244-1513（日本政策投資銀行 地域企画部）

058-266-2523（十六銀行）

058-266-1916（十六総合研究所）

©Development Bank of Japan Inc.2019

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引等を勧誘するものではありません。本資料は当行が信頼に足ると判断した情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しましては、ご自身のご判断でなされますようお願い致します。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要でするので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。